

2025 年度 第 1 回 浜松市総合教育会議 次第

日時：2025 年 9 月 4 日(木) 15:30～

場所：庁 議 室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 2025 年度の協議事項 資料 1
- 4 協議事項
 - (1) 不登校児童生徒への支援について 資料 2
 - (2) 休日の部活動の地域展開について 資料 3
- 5 閉会

2025年度 第1回 浜松市総合教育会議 出席者名簿

役 職	氏 名
市長	中野 祐介
教育長	野秋 愛美
教育委員会委員(教育長職務代理者)	黒柳 敏江
教育委員会委員	田中 佐和子
教育委員会委員	神谷 紀彦
教育委員会委員	鈴木 重治
教育委員会委員	下鶴 志美

※順不同、敬称略

2025 年度の協議事項について

回	日時等	協議事項/報告事項
1	9 月 4 日（木） 15 時 30 分～17 時 庁議室	協議事項 ・不登校児童生徒への支援について ・休日の部活動の地域展開について 【論点等】 ○不登校児童生徒への支援について 不登校生徒への切れ目のない支援について ○休日の部活動の地域展開について 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するために
2	12 月 予定	協議事項 ・学校における働き方改革について 【論点等】 ○学校における働き方改革について 今後の学校における働き方改革について意見交換

※現時点の内容であり、今後の状況により変更になる場合があります。

2025年度 第1回 浜松市総合教育会議

浜松市こども若者総合相談センター わかばプラスの取組

1

浜松市こども若者総合相談センターわかばプラス

- 令和6年10月、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づいて設置。社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者（以下、「若者等」という。）やその家族等からの相談を受け付け、その不安や悩みの整理を行い、個々の状況に応じた必要な支援を行うことにより、若者等の成長・自立を支えることを目的とする。
- 特に、法制度の狭間にある義務教育終了後の若年層については、高等学校における不登校、中退等がその後の自立に深刻な影響を及ぼすことが指摘されていることから、同世代への支援の充実が求められている。



2

事業内容

職員体制

- ・常勤3人、非常勤4人
- ・1日当たり4人工
- ・精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、キャリアコンサルタント等の資格がある職員が相談対応。



個別相談

- ・助言や支援機関の情報提供
- ・継続的な個別相談
- ・学校など相談しやすい場所へのアウトリーチ
- ・支援機関や手続き等の同行支援

家族相談

- ・家族のサポート

居場所・プログラム

機関連携

広報活動



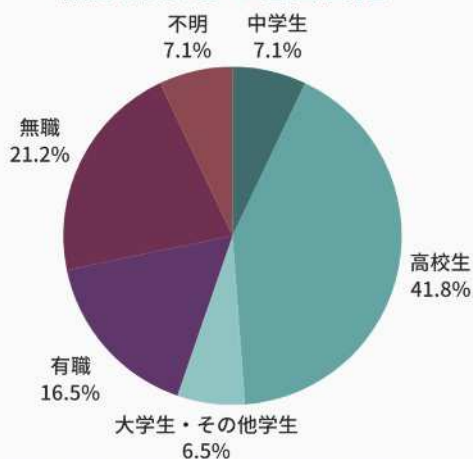
令和6年度 新規相談受付状況

(件)

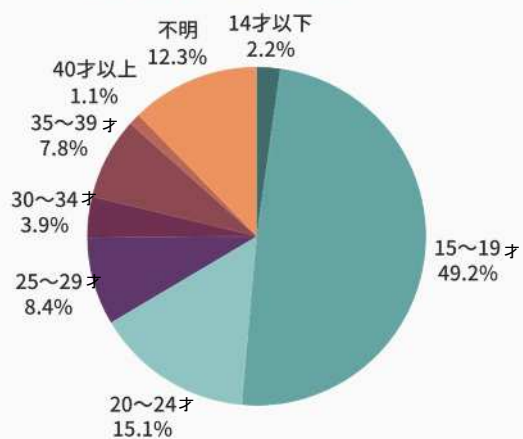
相談者 \ 月	令和6年 10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	合計
本人	18	16	6	17	6	16	79
家族等	16	16	4	12	11	9	68
支援者等	10	3	4	1	5	4	27
不明・その他	2	0	1	1	0	1	5
合計	46	35	15	31	22	30	179

令和6年度 相談実績

相談対象者の社会属性

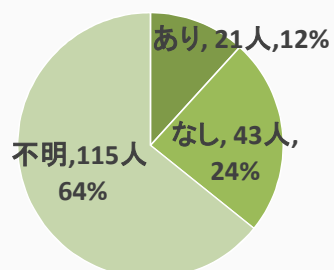


相談対象者の年齢

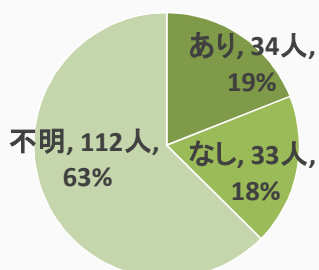


相談対象者の不登校経験

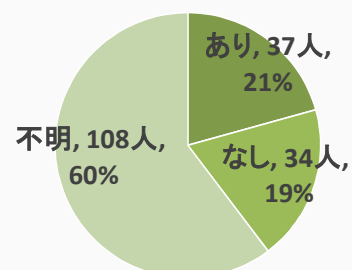
【小学校で不登校】



【中学校で不登校】



【高校で不登校】



※聴き取り中に不登校の有無が確認できた場合は「あり」または「なし」
相談内容が不登校とかけ離れているもの、聴き取りが完全でないもの等は「不明」
よって「不明」の中には不登校経験が含まれている可能性がある。

相談対象者の不登校経験

【小・中・高校での不登校経験の有無（社会属性別）】

（人）

	中学生	高校生	大学生	その他学生	有職	無職	その他	合計
あり	8	36	1	4	0	10	1	60
なし	0	6	0	1	8	5	0	20
不明	5	29	2	3	23	22	15	99
合計	13	71	3	8	31	37	16	179

- ・ 高校生の相談対象者のうち、半数が小・中・高校生のいずれかで不登校経験がある。

関係機関との連携

（件）

	学校関係			支援機関・団体									わかもの LINE相談	合計
	中学校	高校	その他学校	教育	保健・医療	福祉	矯正・更生保護	雇用	司法	民生委員等	行政	その他		
ケース対応	4	16	0	23	21	43	2	10	5	10	27	2	0	163
機関連携	1	18	1	2	7	22	1	6	1	1	6	13	3	82
合計	5	34	1	25	28	65	3	16	6	11	33	15	3	245

- ・ 教育委員会と連携し、まもなく卒業を迎える中学3年生全員に、わかばプラスの広報カードを配付。
- ・ 学校の依頼に応じて学校へ直接出向き、わかばプラスの事業説明や講座などを実施。
- ・ 学校、教育、医療、福祉、就労等の機関と、わかばプラスの役割やお互いの機関の役割を確認し、円滑に支援をするための連携を図っている。

高校生年代の若者相談の実態

- 相談対象者のうち、「15～19歳」が88件と全体の49.2%を占めており、この年代の若者の支援ニーズは高い。
- 背景には、中学校までに不登校、発達特性、いじめ、家庭不和や親の無理解などの要因が複雑に絡み合っている。
- 本人からは不安、自信がない、気分の落ち込みがあるという訴えだけではなく、孤独感や希死念慮、リストカットやオーバードーズなどの問題を抱えているケースがあり、医療の必要性だけではなく、家族や学校、支援機関等との連携によるサポート体制が必要。
- 利用者を対象に、グループ活動（居場所）を実施したところ、参加者からは「また参加してみたい」との感想があった。
- 高校生年代に係る相談が多いものの、高等学校における不登校や退学後の状況、学校には登校しているが精神的に不安定な生徒の状況等の実態が不透明である。

令和7年度の実践

他機関との協働、機関連携

- こども・若者支援地域協議会の活用。
- 複数課題を抱える本人や家庭について個別ケース検討会を実施し、個別のケースについて他機関との協働支援の中で孤立しない体制を整える。

高校生年代の若者へのアプローチ

- 学校訪問、高校生向けの出前講座など地域や学校にアウトリーチし、相談しやすい関係づくりをするとともに、わかばプラスや社会資源の情報を提供。また、地域へのアウトリーチにより支援機関だけではなく、地域の団体等とネットワークを構築。
- 若者向けのイベントを定期的に行い、相談につながるきっかけづくりや、若者同士が気軽に交流し、若者が新たな1歩を見つけられるような体験の場を提供する。
- 不登校や退学後の状況、学校には登校しているが精神的に不安定な生徒の状況等、高校生の実態を把握する。



↑ 若者が親しみが持てるデザインのホームページ

X、Instagramには、スタッフや利用者からのコメントを掲載したり、イベント情報を発信。



11

若者向けのイベント チラシ



カードゲームで交流したり、フリードリンクでほっと一息

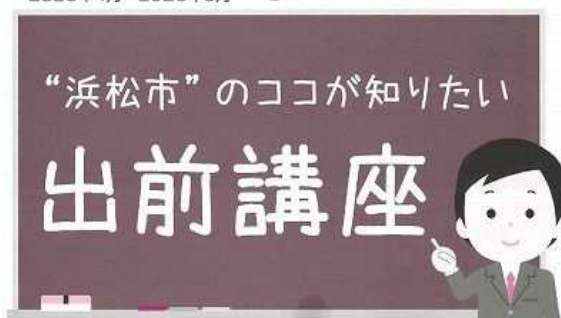


イベントを通じて、個別相談につなげたり、若者同士の交流のきっかけづくりを提供。

12

高校生向けの出前講座資料

令和7年度
2025年4月～2026年3月



内容：高校生年代のこころの健康を保つため、こころの悩みと不調、ストレスとその対処法、困ったときの相談先等について考える講座
対象：高校生



13

本日の論点

不登校生徒への切れ目のない支援について

- ・「わかばプラス」に期待すること
- ・中学生や高校生への有効なアプローチ
- ・学校との連携

14

2025年度 第1回総合教育会議

休日の部活動の地域展開について

《説明資料》

2025年9月4日
学校教育部 指導課

1

目 次

- 1 部活動の意義と課題
- 2 部活動改革の方向性
- 3 国の経緯
- 4 浜松市の経緯
- 5 浜松市の部活動の現状
- 6 浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）
- 7 本日の論点

2

1 部活動の意義と課題

部活動の意義

- ・ 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保
- ・ 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養

部活動の課題

- ・ 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での体制での運営は困難
- ・ 必ずしも専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難

～R4. 12 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」より～

3

2 部活動改革の方向性

- ・ 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保
- ・ 学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という）への移行に取り組む

～R4. 12 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」より～

4

3 国の経緯

- ・ R2. 9 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」
令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- ・ R4. 12 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定・公表
令和5年度～令和7年度までの3年間を改革推進期間として取り組む
- ・ R6. 8～ 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」
より具体的な地域クラブ活動のあり方や取組の方向性等を示す
- ・ R7. 5 上記会議の最終とりまとめが文部科学副大臣に手交（スライド6参照）
- ・ R7. 6～ 「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」
国としての地域クラブ活動の要件や認定方法、費用負担等について検討開始

5

3 国の経緯

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（5/16）ポイント

改革の理念及び基本的な考え方等

- 急速な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的（※1）。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- 地域クラブ活動（※2）においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
（※1）改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
（※2）民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築。
⇒ 上記の理念等をより的確に表すため、地域全体で連携して行う取組のうち、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に合った方針を決定。
- | | |
|---------------|--|
| 改革の
進め方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</u>。
（中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施） ・ <u>平日</u>については、各種課題を解決しつつ<u>更なる改革を推進</u>。まずは、<u>国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方等を検証、地方公共団体においては、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に合った取組を実施</u>。 |
| 次期
改革期間 | <u>「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）</u>
※現時点で着手していない地方公共団体においても、 <u>前期の間に休日の地域展開等に着手</u> 。 |
| 費用負担
の在り方等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要（公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要</u>）。
※<u>受益者負担の水準</u>について、<u>国において金額の目安等を示すこと</u>を検討する必要。 ・ 家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置</u>を行う必要。 ・ <u>部活動指導員の配置</u>について、<u>次期改革期間においても一定の範囲で支援</u>を行っていく必要。 |

地方公共団体における推進体制の整備

- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備。都道府県のリーダーシップ、複数の市区町村による広域連携も重要。

学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の観点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待。

6

4 浜松市の経緯

- ・ H30 「浜松市立中学校部活動運営方針」 策定
- ・ H31 「浜松市立中学校部活動運営方針」 改正
- ・ R7 「浜松市立中学校部活動運営方針」 改正
 - 自主選択制 → 全員加入から任意の加入へ
 - 休養日 → 1週間のうち平日2日及び土曜日か日曜日のどちらか週3日を休養日とする
 - 活動時間 → 学期中の平日2時間程度、週末及び祝日、学校休業日は3時間程度
- ・ R5. 5 「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」 策定
 - R8. 9以降、休日の部活動を地域クラブ活動に随時移行していくことを決定
- ・ R5. 7 「地域クラブ活動協議会」 設置
 - ガイドラインや課題等について協議を継続

7

5 浜松市の部活動の現状

	令和7年度	備考
総生徒数	19,819人	R6:19,847人
設置部活動数	612	運動部:460 文化部:152 R6:626(運動460、文化153)
休日に地域展開を検討している部活動数	522	R6:520
部活動加入率	80.0 %	R5:84.7 % R6:83.0 %
中学校地域クラブ登録数※1	126クラブ (37校)	R6:129クラブ (43校)
部活動指導員数※2	62人	運動部54人 文化部8人

※1 「浜松市立中学校部活動運営方針」で定められた活動時間以上の活動を望む子供や保護者のニーズに応え、自主的に取り組むことができる地域環境等の整備をするために、令和元年度に指導課所管で設置。

※2 浜松市の会計年度任用職員として、部活動顧問と同様の職務を担当。練習での単独指導、大会等への単独引率が可能。

8

6 浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）

【構成】

はじめに

第1章 基本理念と活動指針

- 1 市の基本理念・全体像
- 2 市が認定する地域クラブ「はまクル」について
- 3 はまクルの活動指針

第2章 はまクルに参加するために

- 1 はまクル参加に向けての流れ
- 2 はまクル加盟クラブの運営をしたい方へ
- 3 はまクル加盟クラブに指導者、スタッフとして参加したい方へ
- 4 はまクル加盟クラブに参加したい生徒、保護者の方へ

第3章 その他

- 1 熱中症やけが等の対応
- 2 ガイドラインの見直し
- 3 問い合わせ先

9

6 浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）

平日

◎平日の学校部活動は継続

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環

指導者	教員・部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能
場所	在籍する学校及び近隣施設
費用	用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付

○学校部活動として大会に参加することは可能

その学校の
生徒が参加

【地域クラブ活動の基本理念】浜松市は、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現(持続可能な活動環境の構築)を目指します。

生徒が自由に活動を選択できます



休日

◎休日は「地域クラブ活動」へ移行

(体制が整わない場合は、「部活動指導員による学校部活動」を経て地域クラブ活動へ移行)

地域クラブ活動

【位置付け】社会教育の一環

運営団体
実施主体 中学校地域クラブ、スポーツ協会加盟団体、NPO法人、吹奏楽連盟加盟団体、総合型地域スポーツ・文化クラブ、民間事業者 等

指導者 地域住民、指導を希望する教員(兼職兼業等)、運営団体・実施主体が派遣する指導者 等

場所 学校施設、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設 等

費用 会費、用具代、交通費 等

補償 各種保険 等

どの学校の生徒
でも参加可能

学校部活動

その学校の
生徒が参加

指導者	部活動指導員 ※外部指導者の参加は可能
場所	在籍する学校及び近隣施設
費用	用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付

○部活動指導員は、単独の指導・引率が可能な市の会計年度任用職員

中学校は、学校運営協議会等で「休日の部活動の地域移行のあり方」について継続的に協議する。



浜松市
中学校部活動

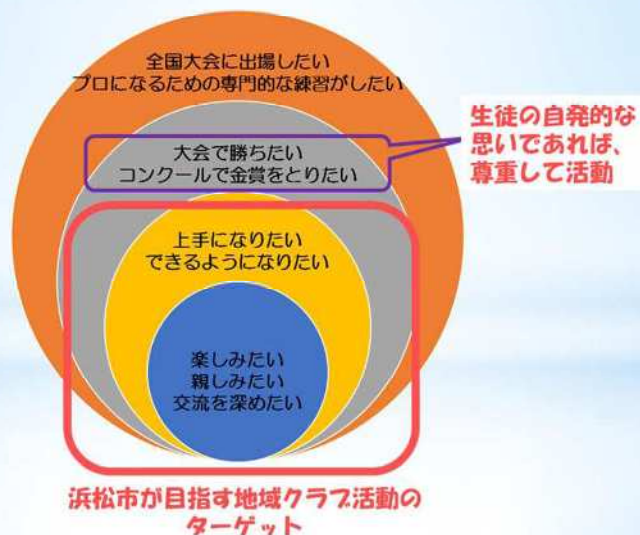
スポーツ・文化庁
ガイドライン

10

6 浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）

- ・ 浜松市が目指す地域クラブ活動のターゲット

「はまクル」と民間のスポーツ・文化クラブとの違いを示す
勝利至上主義的な活動にはならないようにする



11

6 浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）

- ・ 地域の多様な団体が運営団体となって地域クラブ活動を運営
- ・ 市が定めた認定要件を満たした団体を、市が認定する地域クラブ「はまクル」として登録

【認定要件】

- ① 基本理念に沿った活動の目的及び活動計画
- ② 複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制
- ③ コンプライアンス意識の徹底を図るための方策
- ④ 公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制
- ⑤ 活動中のけがや賠償等のための保険への加入

- ・ 「はまクル」加盟クラブへの支援



12

6 浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）

・対象者にかかわること

どの中学校の生徒も参加することができることが基本
中学生を対象の中心とし、小学生～大人まで幅広い世代の参加が可能

・指導者にかかわること

はまクル人材バンクをつくり、活動に関わる指導者や指導を希望する方を人材バンクに登録
指導者研修システムを構築し、指導者の質を担保

・活動場所（活動用具）にかかわること

休日の昼間は、中学校施設の無償かつ優先使用が可能
借用願の提出で学校備品の使用が可能

13

6 浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）



※R7. 10を目途に、ガイドライン（案）を公表

※生徒や保護者、関係団体等への説明や意見聴取、本市実証事業、国のガイドライン改定等を踏まえ、検証及び見直しを行い、R8. 3に完成版を策定予定

14

7 本日の論点

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するために

《検討事項》

- ・ 運営団体の確保
- ・ 指導者の確保と質の担保
- ・ 家庭の経済状況による機会格差の懸念
- ・ 新たな価値の創出